

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

① 期間中の派遣労働者の数 4名（令和4年8月1日～令和5年7月31日）

② 期間中の派遣先の数 3事業所（令和4年8月1日～令和5年7月31日）

③ マージン率 52.4% 計算式 $(A-B) \div A$

派遣料金の平均額 (A) =36,058円（8時間相当）

派遣労働者の賃金平均額 (B) =17,148円（8時間相当）

※派遣料金には交通費、出張の場合は家賃（水道光熱費込）または宿泊代、事業主として負担すべき社会保険料、労働保険料、教育訓練、資格取得費用等含む

④ 教育訓練に関する事項

- a 派遣労働者への安全教育
 - ・入社時半日講習
- b 派遣労働者へのビジネスマナー
 - ・入社時半日講習
- c 資格取得講習
 - ・都度外部講習受講

⑤ 労使協定の締結の有無 有り

- a 対象となる派遣労働者の範囲
 - ・会社の従業員のうち、派遣労働者として派遣先の業務に従事する者に適用する
- b 期間
 - ・令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日

⑥ その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項

- ・福利厚生に関する事項
 - 交通費、出張の場合は家賃、宿泊費、出張手当、帰省旅費支給
- ・派遣労働者の希望や適性等に応じた派遣先とのマッチング状況
 - 問題なし